

## 江南市広告入り回覧板無償提供取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区・町内会等が使用する回覧板の無償提供に関して江南市有料広告掲載に関する要綱（平成19年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「回覧板」とは、公益的な活動に関する情報を区・町内会等を経由して市民に提供するための回覧板で、民間企業等の広告が印刷されたものをいう。

2 「無償提供事業者」とは、回覧板に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿を事前に確認及び校正し、その他広告主との調整を行うなど広告掲載に係る一連の事業を行い、市に回覧板を無償提供する事業者をいう。

(回覧板の内容、規格等)

第3条 無償提供事業者は、回覧板の作製費用を負担し、作製した回覧板を市に提供する。

2 前項に定めるもののほか、回覧板の規格については、別紙江南市広告入り回覧板仕様書（以下「仕様書」という。）の定めるところによる。

(無償提供事業者の資格)

第4条 民間事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、無償提供事業者の対象としない。契約期間中においてこれらのものに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 民事再生法（平成11年法律第225号）若しくは会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中であるもの

(2) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの

(3) 暴力団、暴力団の構成員その他これらに準ずるもの

(4) 市税等を滞納しているもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、無償提供事業者とすることが適当でないと市長が認めるもの

2 無償提供事業者は、企業、商店、団体等を対象とし、個人を対象としない。

(無償提供事業者の募集)

第5条 無償提供事業者は、市ホームページにより募集するものとする。

2 募集期間、提出書類その他募集に必要な事項は、江南市広告入り回覧板無償提供事業者募集要領（以下「募集要領」という。）で別に定める。

（無償提供事業者の決定）

第6条 無償提供事業者に応募しようとする者（以下「申込者」という。）は、江南市広告入り回覧板無償提供事業者申込書（様式第1）に必要事項を記入し、企画提案書その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、公正に判断し、その結果を申込者に対し、江南市広告入り回覧板無償提供事業者決定通知書（様式第2）又は江南市広告入り回覧板無償提供事業者不決定通知書（様式第3）により通知するものとする。

（費用負担）

第7条 回覧板の作製等に係る費用は、無償提供事業者が全額負担するものとする。

（原稿の作製）

第8条 無償提供事業者は、回覧板の作製前に江南市広告入り回覧板原稿承認申請書（様式第4）に回覧板の印刷原稿（以下「原稿」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、要綱第7条に規定する江南市有料広告審査会において審査し、適当と認めたときは、江南市広告入り回覧板原稿承認通知書（様式第5）により無償提供事業者に通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、原稿の作製については、仕様書の定めるところによるものとする。

（納入等）

第9条 無償提供事業者は、作製した回覧板を市が指定する場所に納入する。

2 前項に定めるもののほか、回覧板の納入方法については、仕様書の定めるところによる。

（広告の掲載内容の変更又は中止）

第10条 無償提供事業者は、回覧板に掲載する広告を変更し、又は中止しようとする場合は、江南市広告入り回覧板掲載内容変更・中止届出書（様式第6）に必要事項を記入し、速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により広告の掲載内容を変更する場合で、既に納入した回覧板があるときは、市と協議の上、無償提供事業者の責任において速やかに対応するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、無償提供事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該無償提供事業者の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、無償提供事業者の決定を受けたとき。

(2) 市長が指定する日までに回覧板を納入しないとき。

2 市長は、前項の規定により無償提供事業者の決定を取り消したときは、江南市広告入り回覧板無償提供事業者決定取消通知書(様式第7)により、無償提供事業者へに通知するものとする。

3 第1項第1号の事由により前項の取消しの通知を受けた無償提供事業者は、既に納入した回覧板があるときは、市長と協議の上、これを回収するなど速やかに対応しなければならない。

4 第1項の規定による取消しにより生じた無償提供事業者の損害について、市は、弁償しない。

(無償提供事業者の責務)

第12条 無償提供事業者は、回覧板の作製に関する一切の責任を負うものとする。

2 無償提供事業者は、回覧板への広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、無償提供事業者の責任及び負担において解決しなければならない。ただし、市の責めに帰すべき事由があった場合は、この限りではない。

(覚書の締結)

第13条 市と無償提供事業者は、この要綱に定めるところにより、回覧板の作製及び配付に関する覚書を締結するものとする。

(協議)

第14条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と無償提供事業者双方が誠意をもって協議し、解決を諮るものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、回覧板の作製に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。